

いの町農業委員会
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月30日
いの町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として、明確に位置づけられた。

本町は、高知県の中央部に位置し、東南部は国道33号と鉄道により県都高知市と結ばれ、北部は愛媛県に接している。中山間地域特有の耕作面積1ha以下の小規模農家が多く、台風等で浸水する水田地帯が多数あるため、水稲以外の栽培不適地に加え、後継者不足等で稲作以外への品目転換が少ない現状がある。また、急峻な山岳地帯である吾北地区・本川地区は典型的な過疎地域であり直販用野菜生産農家が地域農業を担っているものの顕著な人口減少及び高齢化に伴い、担い手は著しく不足している。このような現状から全域で遊休農地が拡大傾向にあり、地域の担い手及び後継者育成と、担い手への農地の集積・集約が急務となっている。

については、本町の農業の特徴を活かしながら、農地利用の最適化の推進に向けた取組を農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して進めていくために、法第7条第1項の規定に基づき具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員及び推進委員の改選期ごと（変更の必要が生じた場合はその都度）に検証又は見直しを行うこととする。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「最適化活動の目標の設定」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

単位：ha

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B) (B/A)	遊休農地解消面積 (C)	遊休農地面積目標 (B-C)
作成時の現状 (令和5年3月)	613	1.3	0.3	1.0
2年後の現状 (令和7年3月)	600	1.6	0.3	1.3
目標 (令和11年3月)	580	1.9	0.3	1.6

【目標設定の考え方】

令和10年度末における遊休農地の面積目標については、遊休農地の発生防止及び解消等に取り組むことによって、1.6ヘクタールとする。

注) 管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」の集計値、遊休農地面積は直近の遊休農地に関する措置等の状況に関する調査の集計値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の出し手・受け手の掘り起こし活動の推進

ア 農地パトロール・推進委員の現場活動及び利用状況調査による活用可能な遊休農地の抽出

イ 利用状況調査を基に遊休農地所有者に対して利用意向調査を実施

ウ 窓口での相談業務や各種集会を通じて農地情報の収集及び提供

② 農地中間管理事業を活用した農地流動化の推進

ア 農地中間管理事業の活用促進

イ 認定農業者・新規就農者に対しての農地情報の提供

ウ 適切な農地の管理についての周知活動

③ 優良農地等の守るべき農地の確保

ア 利用状況調査を通じた守るべき農地の明確化

イ 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度、集落営農等の地域活動に対する協力

ウ 農地転用を伴う農用地区域からの除外の適切かつ厳格な運用

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

単位：ha

	管内の農地面 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
作成時の現状 (令和5年3月)	613	70.1	11.4
2年後の現状 (令和7年3月)	600	138	23
目標 (令和11年3月)	580	273	47

【目標設定の考え方】

令和10年度末までに、担い手への農用地利用の集積率を47パーセントに引き上げることを目標とする。

注) 管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」の集計値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ア 利用権設定等促進事業による担い手への農地の集積・集約化
- イ 農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化
- ウ 「人・農地プラン」などの地域における話し合いの場への参加による農地の情報収集を通じた農地のあっせん活動
- エ 利用状況調査及び利用意向調査を通じた農地利用の意向把握と農地の出し手の掘り起こし
- オ 認定農業者・新規就農者に対する農地情報の提供

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

単位：ha

	個人 (経営面積)	法人 (経営面積)
作成時の現状 (令和5年3月)	1名(0.3)	0法人(0)
2年後の現状 (令和7年3月)	4名(1.2)	1法人(1)
目標 (令和11年3月)	12名(2.4)	2法人(2)

【目標設定の考え方】

令和10年度末までに、個人で12名、法人で2法人の新規参入を目標とする。

注) 参入者数(取得面積)は累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

農業関係機関・団体と連携した新規参入希望者の把握と農地等の情報提供による支援

② 農業委員会のフォローアップ活動

ア 新規就農者に対して農地情報の提供

イ 新規就農者に対して農業経営に資する情報の提供